

佐賀県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月二日から平成二十二年八月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市千代田町渡瀬字四本松一九七 六番六地先から 神崎市千代田町渡瀬字八の坪九四六 番五地先まで	平成二二・七・二
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町渡瀬字四本松一九七 〇番二地先から 神崎市千代田町渡瀬字四本松一九七 五番四地先まで	〃
県道 市武諸富線	神崎市千代田町渡瀬字古賀一一一六 番地先から 神崎市千代田町渡瀬字古賀一一一 番地先まで	〃